猪 監 第 2 3 号 令和6年8月28日

猪名川町長 岡 本 信 司 様

猪名川町監査委員 古 賀 三津男

猪名川町監査委員 阪 本 ひろ子

令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項 の規定に基づき、審査に付された令和5年度の決算に基づく健全化判断比率及び資 金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度

猪名川町健全化判断比率等審査意見書

猪名川町監査委員

令和5年度猪名川町健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく猪名川町健全化判断比率

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率

令和5年度決算に基づく資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年8月22日(木)

第3 審査の方法

審査にあたり、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となった事項を記載した書類が適正に作成されているかを照合・確認し、あわせて関係職員からの説明を聴取して審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 健全化判断比率

審査に付された4つの各指標について、その算定の基礎となった事項が記載された書類は、いずれも適正に調製されているものと認められた。

また、これらの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準には該当せず、健全な範囲内である。

健全化判断比率 (単位:%)

区分	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_		13.96	20.0
連結実質赤字比率	_	_	18.96	30.0
実質公債費比率	2. 8	2. 8	25.0	35.0
将来負担比率	_	—	350.0	基準設定なし

- ○実質赤字比率・連結実質赤字比率の表示は、それぞれ赤字が生じていないため、「一」で 記載している。
- ○将来負担比率の表示は、実質的な将来の負担額が生じていない(充当可能財源が大きい) ため、「一」で記載している。

① 実質赤字比率について

令和5年度決算は、実質収支が黒字となっている(赤字額がない)ことから、実質赤字 比率はない。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度決算は、連結実質収支が黒字となっている(各会計を考慮した赤字額がない) ことから、連結実質赤字比率はない。

③ 実質公債費比率について

令和5年度決算は、実質公債費比率が2.8 n° - セントとなっていることから、早期健全化基準の25.0 n° - セントを22.2 n° イント下回っている。なお、地方債の元利償還金の増加等に伴い単年度で増加し、3 n年平均では前年度から数値に変更はなかった。

④ 将来負担比率について

令和5年度決算は、将来負担すべき負債額が負の数となっている(充当可能財源が大きい)ことから、将来負担比率はない。

(2)資金不足比率

審査に付された資金不足比率について、その算定の基礎となった事項が記載された書類は、いずれも適正に調製されているものと認められた。

また、令和5年度決算は、いずれの会計も資金不足は生じていないことから、資金不足 比率はない。

資金不足比率 (単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計		_	20.0	
下水道事業会計	_		20.0	

○本表の表示は、各会計ともに資金不足が生じていないため、「─」で記載している。

第5 総括的意見

令和5年度決算では、健全化判断比率のうち、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来 負担比率については、国が示す基準には該当してない。また、実質公債費比率については、 早期健全化基準を大幅に下回っている。これらの健全化判断比率は、地方公共団体の財政 状況を示すひとつの判断基準にすぎないので、経常収支比率など従来からの財政指標も含 め、各比率の算定基礎となる標準財政規模の推移に留意しながら、引き続き適正な財政運 営に努められたい。

資金不足比率は、いずれの会計においても資金不足額はなく、国が示す経営健全化基準には該当しないが、一層の業務体制の簡素化・合理化を図りながら、より効率的な事業経営に努められたい。